

鳥取県社会教育関係団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県社会教育関係団体補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本県の社会教育関係団体における人材育成、指導者養成及び調査研究活動を助成し、青少年の健全育成、家庭・地域の教育力の向上及び本県の生涯学習の推進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、鳥取県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるものの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する

(1) 鳥取県青少年団体補助金交付要綱（平成12年4月3日付生第63号鳥取県教育委員会教育長通知）

(2) 鳥取県社会教育関係団体（成人）補助金交付要綱（平成12年4月3日付生第65号鳥取県教育委員会教育長通知）

(経過措置)

3 2に掲げる通知によって平成22年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年6月6日から施行し、平成24年度から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年5月22日から施行し、平成25年度から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年3月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年3月11日から施行し、平成27年度事業から適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年3月16日から施行し、平成29年度事業から適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、2019年3月15日から施行し、2019年度事業から適用する。

別 表 (第3条、第6条関係)

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
(1)人材育成事業 (2)指導者養成事業 (3)調査研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県連合青年団 ・ガールスカウト鳥取県連盟 ・日本ボーイスカウト鳥取連盟 ・鳥取県子ども会育成連絡協議会 ・鳥取県PTA協議会 ・鳥取県高等学校PTA連合会 ・鳥取県連合婦人会 	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費 ・旅費（参加費を含む） ・使用料 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・交流室使用料 <p>上記以外に県が必要と認めた経費</p>	<p>1 / 2</p> <p>ただし、交流室使用料は10/10</p>	<p>(1) 本補助金の増額を伴う変更</p> <p>(2) 補助対象経費の総額の20%を超える減額</p>

1 事業の目的、内容、事業費の内訳等

目 的		費 目	金 額 (円)	積 算 の 基 礎	
補助事業に要する経費	補助対象経費				
	小 計		0		
	補助対象外経費				
	小 計		0		
	合 計			補 助 金	
	財 源	県補助金		その他の経費	
	団体経費				

- (注) 1. 実績報告の際には、金額欄の上段に予算額を()書きの上、下段に実績報告額を記載すること。
 2. 事業別に作成すること。

2 他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)

--

- (注) 1. 「有」「無」のいずれかに○をすること。
 2. 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載すること。

3 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

4 事業の成果と課題

--

- (注) 1. 実績報告の際に記載し、交付申請の際は削除すること。
 2. 報告会や伝達講習会の有無、今後の指導への活用方法等を記載すること。
 3. 必要に応じて補足資料を添付すること。

様式第2号(第4条、第7条関係)

〇〇年度鳥取県社会教育関係団体補助事業収支予算(決算)書

(単位:円)

事業名	収 入				支 出			備 考
	補助金	団体経費	その他	計	補助対象経費	補助対象外経費	計	
計	0	0		0	0	0	0	

(注)実績報告の際には、決算額の上段に()書きで予算額を記載すること。

様

職氏名 印

〇〇年度鳥取県社会教育関係団体補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県社会教育関係団体補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和平成32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県社会教育関係団体補助金交付要綱（〇年〇月〇日付第〇号鳥取県教育委員会教育長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

報告者 住所
名称
代表者役職
代表者氏名 印

〇〇年度鳥取県社会教育関係団体補助金事業仕入控除税額確定報告書

鳥取県社会教育関係団体補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円

(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金 円

3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額

$(3 - 2) \times 1 \text{の}(1) / 1 \text{の}(2)$

金 円

注) 別紙として積算の内訳を添付すること。